

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反した者を送致した場合の佐賀県知事に対する通知について（例規通達）

平成27年 5 月27日

佐本生環発第150号

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）第39条の規定による都道府県知事の免許（狩猟免許）を受けた者が同法等の規定に違反したときは、同法に基づく行政処分の対象となる。

このため、各警察署において同法に違反した者を送致した場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件送致通知書（別記様式）を作成の上、生活安全部生活環境課を経由して佐賀県知事に通知することとし、平成27年 5 月29日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反した者を送致した場合の佐賀県知事に対する通知について」（平成15年 4 月30日佐本生保発第145号）は、廃止する。

別記様式

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件送致通知書

				第 号 年 月 日
佐 賀 県 知 事 殿				
				警 察 署 長 印
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件を下記のとおり送致したから通知する。				
被疑者の住所、 職業、氏名及 び生年月日	住 所 職 業 氏 名 (年 月 日生)			
被 疑 事 実 の 要 旨				
適 用 法 条	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 条第 項第 号			
送致年月日等	送致年月日	年 月 日	送致検察庁名	
被疑者が受け ている狩猟免 状の種類等	狩猟免状の種類	交付都道府県名		交 付 番 号
被疑者の違反 事実に対する 認否	認 否	否認している場合はその弁解の要旨		
備 考				

- (注)1 この通知書は、警察署等において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反した者が、狩猟免状を有し、かつ、その者を送致した場合において、当該事件発生地を管轄する都道府県知事に対し行うものである。
- 2 備考欄には被疑者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反のほか、銃砲刀剣類所持等取締法その他の関係法令に違反している場合に、その法令名、違反の内容等を記載すること。

別記様式